

北秋田市冬季観光
プロモーション業務仕様書

北秋田市産業部商工観光課

北秋田市冬季観光 プロモーション業務仕様書

1. 業務名称

北秋田市冬季観光プロモーション業務

2. 目的

北秋田市は冬季にかけて森吉山が日本三大樹氷観賞地として、世界的にみても希少な自然の芸術品と言える「樹氷」を満喫できるスポットとなっているほか、温泉など観光的に魅力あるコンテンツのプロモーションを行うことで、国内の宿泊旅行客の増加を目指すものである。

3. 業務内容

【プロモーション】

- ・プロモーション用のコンテンツを作成すること。
- ・作成したコンテンツを活用し、メディアを活用したプロモーションを行う。
- ・そのほか、効果的と思われる方法の提案を受け付ける。

【その他】

- ・その他内容の詳細については、契約後、本市と協議のうえ決定する。

4. 業務委託期間

契約締結の翌日から、令和2年3月31日（火）まで

5. 委託費上限

1,296千円（消費税及び地方消費税含む）

6. 成果品

【北秋田市冬季観光プロモーションを行うためのコンテンツ】

○北秋田市冬季観光プロモーション用コンテンツ

1. DVD ディスク（DVD-Video形式） 3枚

7. 留意事項

①一般的事項

1. 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
2. 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお貸与した資料等の複製、複写の可否、返却については、本市の指示に従うこと。

②業務体制

1. 受託者は、適宜本市の意向を確認のうえ、業務を進めること。
2. 業務内容が多岐に渡る中、効率的、効果的に事業が行えるよう、全体を統括する人物を配置すること。

8. その他

- ①詳細な内容については、受託候補者として選定された者と協議のうえ決定するものとする。
- ②本業務の実施にあたっては、本市と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- ③業務に際し必要な一切の費用は契約金額に含むものとする。
- ④本業務の実施にあたって本市の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- ⑤本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。